

1. はじめに

日常生活を送る上での身近な事として、美作岡山道路が開通した後の「道路交通による騒音・振動」に関心を持たれている方は少なくないと思います。

道路交通による騒音・振動を全く生じさせないようにすることはできないため、県では県条例に基づいて環境アセスメントを実施し、その影響を予測・評価しています。

本号では、環境アセスメントの結果から、道路交通による騒音・振動の予測値やそのイメージ等を改めてわかりやすい形でお伝えさせていただきます。

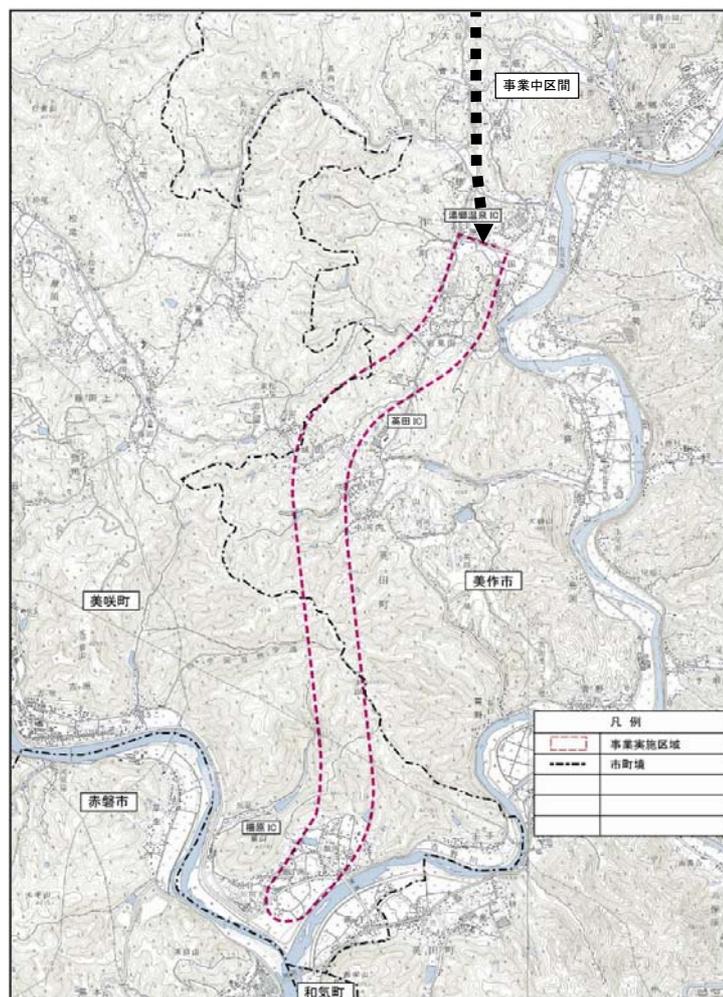
ー 環境アセスメントとは？

環境アセスメント（環境影響評価）は、法令または条例で定められた事業について、環境にどのような影響を及ぼすかを事業者自らが調査、予測、評価を行い、周辺住民や関係市町村長等からの環境保全に関する意見を踏まえ、事業計画に反映する一連の手続きです。

騒音・振動についても、環境アセスメントの一環として調査、予測、評価を行っています。

2. 環境アセスメントの対象区域と手続きの経緯

「広報みさき 平成24年2月号」で各戸配布した図面



「美作岡山道路（柵原IC～湯郷温泉IC）建設事業に係る環境影響評価実施計画書の縦覧のお知らせ」より

平成15年6月

県議会・関係8町長へルート案を提示

平成24年2月22日～3月6日

環境アセスメントの調査の計画を縦覧
（実施計画書の縦覧）

現地調査を実施

平成26年1月22日～2月12日

環境アセスメントの調査結果とその予測
結果を縦覧（準備書の縦覧）

平成26年1月30日 住民説明会を開催

平成26年9月1日～9月30日

環境アセスメントの最終評価結果を縦覧
（評価書の縦覧）

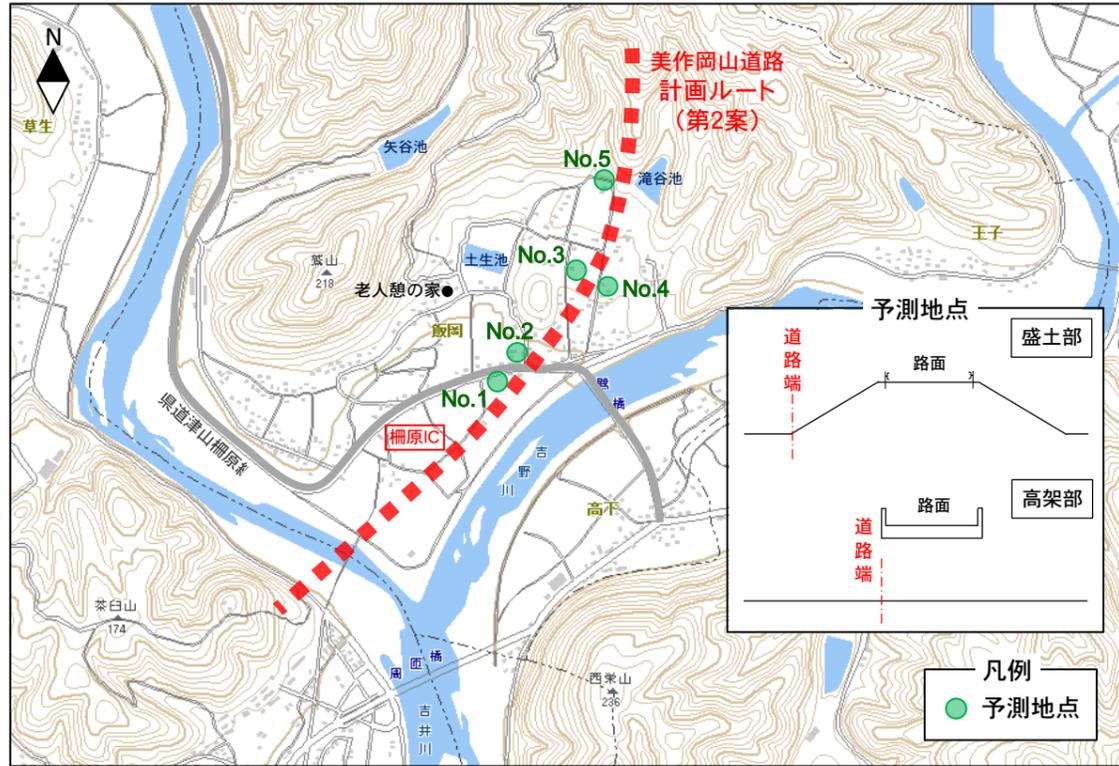
現在

事業着手後

環境保全措置と環境管理を実施

3. 予測地点

計画ルート沿いのNo.1～No.5の地点の道路端で騒音・振動を予測しました。



背景図：国土地理院ホームページより (<http://maps.gsi.go.jp>)

4. 予測結果

騒音・振動の大きさは「dB（デシベル）」という単位で表します。この値が低いほど、騒音の場合は静かとなり、振動の場合は揺れが小さくなります。

予測値は、騒音・振動ともに全ての地点で法規制値を大きく下回っています。また、環境アセスメント評価書で設定した環境保全のための目標値（騒音は環境基準値、振動は法規制値）を満足する結果となっています。

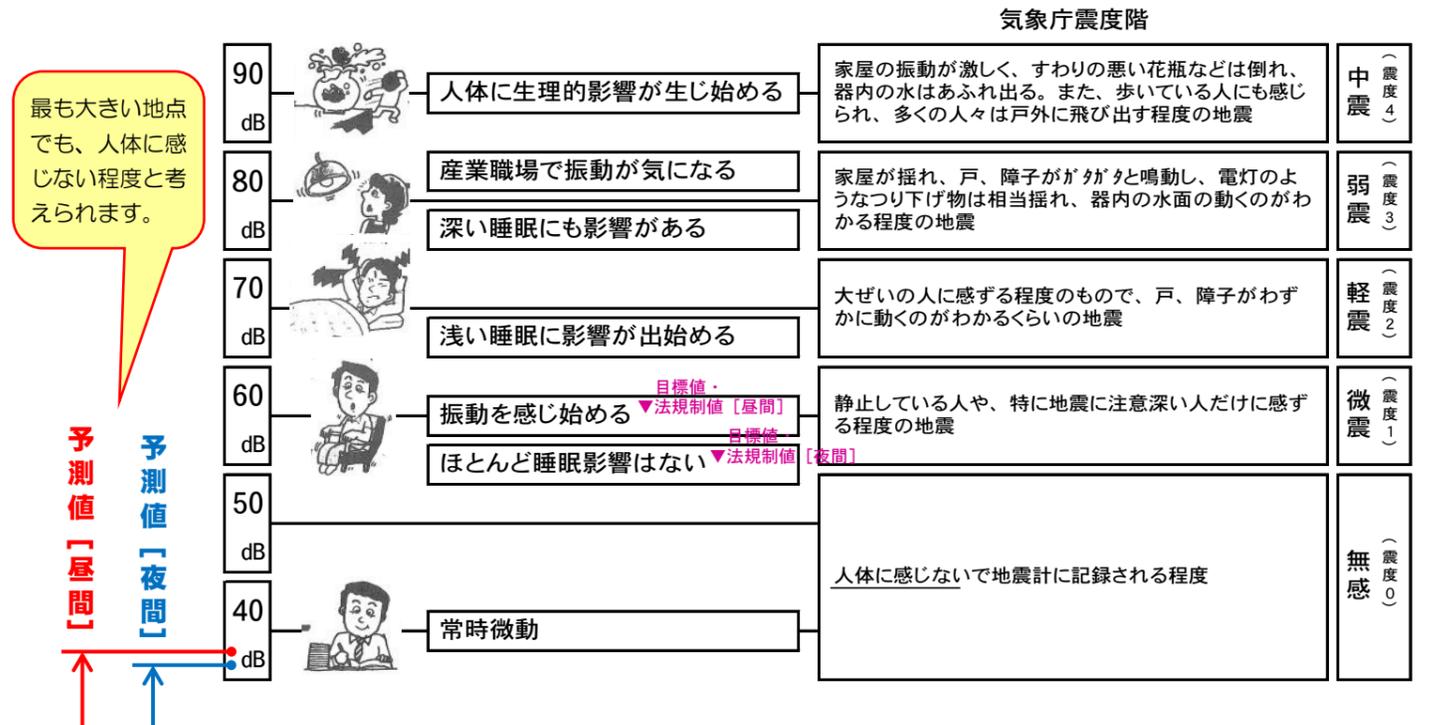
		予 測 値					法規制値 (上限値)	環境保全 のための 目標値 (上限値)
		No.1 盛土部	No.2 高架部	No.3 盛土部	No.4 盛土部	No.5 トンネル部		
騒音	昼間 6時～22時	46dB	43dB	48dB	50dB	61dB	75dB	65dB
	夜間 22時～6時	42dB	39dB	43dB	46dB	56dB	70dB	60dB
振動	昼間 7時～20時	32dB	42dB	30dB	30dB	37dB	65dB	65dB
	夜間 20時～7時	32dB	41dB	30dB	30dB	37dB	60dB	60dB

【注釈】法規制値は、騒音については「騒音規制法」、振動については「振動規制法」に基づき定められた値(要請限度)を掲載しています。

騒音のイメージ



振動のイメージ



【注釈】騒音・振動のイメージは、岡山県環境文化部環境管理課資料「騒音・振動規制のあらまし(平成27年2月)」を一部引用して作成しています。

5. 工事中の環境保全措置

騒音・振動は、道路交通のほか工事に伴い発生します。工事中の騒音・振動については、関係法令及び環境アセスメント評価書で設定した環境保全目標を遵守し、その低減を図るための環境保全措置を実施していきます。

環境保全措置の一例

- 建設機械の使用にあたっては、低騒音型・低振動型のものをできる限り採用
- アイドリングストップの励行や過負荷運転の極力回避などを作業員へ徹底指導
- 建設機械や工事車両の運転台数・時間の集中を回避
- 必要に応じて影響低減のための防音シートを設置

低騒音型の建設機械（例）



防音シートの設置状況（例）



6. 工事中及び開通後の環境管理

騒音・振動の予測値は、現況の騒音・振動、将来交通量、道路構造、地表面の性状などから一般的に用いられる算定式により求めたものであるため、状況の変化などが生じた場合、おおむね予測どおりになっているかどうかを確かめる必要があります。

騒音・振動の測定状況（例）



このため、環境アセスメント評価書で定めた環境管理計画に基づき、工事中及び開通後の騒音・振動を各予測地点で年間1回以上測定し、状況把握に努めることとしています。

万が一、騒音・振動が予測値を著しく上回る事態が生じた場合は、必要な環境保全措置を検討・実施していきます。

県としては、地区への影響を環境保全のための目標値以下に抑えるため、環境管理を適切に実施していきたいと考えています。